

調查士法 懲戒処分

# 懲戒処分の懲戒権者が法務大臣に

調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、**その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長**は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる（42条）。

…その他43条等

改正

調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、**法務大臣**は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる（42条）。



法務大臣の一元的な指揮の下で、より適正・迅速な懲戒を実現。

平成20年度間20 (2021)

肢ア・ウ・エ・オ

(改正前) 法務局又は地方法務局の長



(改正後) 法務大臣

平成24年度間20 (2021)

肢才

(改正前) 法務局又は地方法務局の長



(改正後) 法務大臣

# 懲戒処分の除斥期間が新設

新  
設



懲戒の事由があったときから7年を経過したときは、第42条又は第43条第1項の規定による処分の手続を開始することができない（法45条の2）。



防御のための長期にわたる資料保管等の負担を軽減。

なお、施行の際に懲戒手続が開始されていない場合は、除斥期間が適用される経過措置がある。

# 調査士事件簿の保存期間が7年に

事件簿は、その閉鎖後5年間保存しなければならない（規則28条2項）。

事件簿は、その閉鎖後7年間保存しなければならない（規則28条2項）。

改正



懲戒処分の除斥期間に合わせて、調査士事件簿の保存期間が延長。

# 平成17年度問20（改正前）

土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものはどれか。

- 3 調査士は、日本土地家屋調査士会連合会の定める様式により事件簿を調製し、その閉鎖後5年間保存しなければならない。

# 平成17年度問20（改正後）

土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）に関する次の1から5までの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

3 調査士は、日本土地家屋調査士会連合会の定める様式により事件簿を調製し、その閉鎖後5年間保存しなければならない。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

# 聴聞手続の保証

法務局又は地方法務局の長は、第42条第2号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

改正



法務大臣は、**第42条第1号若しくは**第42条第2号又は前条第1項第2号若しくは第2項第2号の処分をしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。



戒告処分においても聴聞手続が必要に。

# 清算結了した法人への懲戒処分が可能に

元々43条2項には、懲戒権者が法務局等の長であったが故の管轄の規定があった。

新設



前項の規定による処分の手続に付された調査士法人は、清算が結了した後においても、この章の規定の適用については、当該手續が結了するまで、なお存続するものとみなす（43条2項）。



懲戒逃れの防止のため、清算が結了した調査士法人に対しても懲戒処分が可能に。